

東濃看護専門学校学則細則 改正

改正内容

授業科目の履修、再履修、特別欠席、転学、原級留置に関する規定及び様式について、現状に合わせた整理および用語の整理を行うもの。

【主な改正内容の詳細は以下のとおり】

1 授業科目の履修

第3条：原則指定された学年次に割りてられた授業科目とし、当該学年以外の場合でも行うことができるように改める。

2 第3条の2項：指定授業科目を履修については、当該指定授業科目の試験及び実習評価合格していなければならないを削除し、当該指定授業科目を履修していなければならないに改める。

3 再履修

第10条：各学年次に割り当てられたを削る。

4 特別欠席

第19条の1項（3）を（4）に改める。

第19条の1項（3）に学則第23条の2による出席停止、就職試験、進学受験、ボランティア等追加する。

5 第19条の4項に感染症に伴う出席停止について定める。

6 第21条の転入学を転学とする。

7 第21条の3項～5項に転学について新たに定める。

9 第23条の原級留置についての規定を削る。

10 懲戒については第23条に定める。

11 施行期日 本訓令は、令和3年10月1日から施行する。（附則関係）

13 別記様式 次のように改める。

12 別記様式 次のように改める。

転学願 様式第27号（第22条関係）として追加する。

転学許可決定通知書 様式第28号（第22条関係）として追加する。

退学願 様式第29号（第23条関係）に変更する。

退学許可決定通知書 様式第30号（第23条関係）に変更する。

退学決定通知書 様式第31号（第23条関係）に変更する。

原級留置決定通知書は廃止する。

懲戒処分書 様式32号（第29条関係）に変更する。

東濃看護専門学校学則 改正

改正内容

既修得単位、転学、出席停止、教員組織、会議に関する規定及び様式について、現状に合わせた整理および用語の整理を行うもの。

【主な改正内容の詳細は以下のとおり】

- 1 第3章 第11条
(既修得単位の認定)に係る規定を、保健師助産師看護師法(看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて)を基に改める。
- 2 第5章 (転学)を新たに表記する。
第5章 第22条2項に転学をしようとする場合の方法を定める。
- 3 第5章 第23条2項に出席停止について新たに定める。
- 4 第6章 第24条 本学校に次の職員(非常勤職員を含む。)を置くことができるに改める。
- 5 第6章 第24条(旧)(2)副学校長を削る。
- 6 第6章 第24条(4)専任教員5人以上に改める。
- 7 第6章 第24条(6)健康管理医1人と改める。
- 8 第6章 第25条(5)実習指導者・連絡会議に改める。
- 9 第6章 第25条(8)学校評価委員会、(9)学校関係者評価委員会を追加する。
- 10 施行期日 本訓令は、令和3年10月1日から施行する。(附則関係)
- 11 ただし、第24条の規定は、令和4年4月1日から施行する。